

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 15 日

(社) 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

地震により被災した精神疾患患者の精神科医療機関への受け入れについて

4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震にあたっては、医療の確保にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地震の影響による標記の取扱いにつきましては、災害派遣精神医療チーム（DPAT）において、被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院先の調整等を行っているところです。つきましては、比較的被害の少ない精神科医療機関、被災県の近隣の県の精神科医療機関等においては、別添の Q&A についてご了知をいただくとともに、患者の積極的な受け入れについて、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課 鶴田、占部、臼杵

TEL 03-3595-1111（内線3004）

Email usuki-masato@mhlw.go.jp

精神疾患患者を医療法の定員を超過して入院させる場合等の取扱いについて

医療法について

1. 医療機関が、被災した精神疾患患者を精神病床の定員を超過して入院させる場合等の医療法上の取扱い如何。

(答)

地震により被災した精神疾患患者を、緊急時の対応として、①精神病床の病室に定員を超過して入院させる場合、②一般病床、療養病床、感染症病床若しくは結核病床の病室に入院させる場合又は③廊下や処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書の臨時応急の場合に該当する(参考)。

ただし、その場合においても、適切な医療環境の確保に努めること等安全性の確保に十分に注意する必要がある。

診療報酬について

2. 被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院を受け入れたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。

(答)

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成18年3月23日保医発第0323003号)に基づき、1か月の平均入院患者数が病床数の100分の105までは所定の入院料を算定できるほか、これを超えた場合でも、災害等やむを得ない事情の場合には、入院した月について、当該減額規定は適用しないこととされている。なお、このほかの措置については、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討することとなる。

3. 超過して受け入れた患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。

(答)

患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。

(参考)

○ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)

第10条 病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 一 病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室(以下「入所室」という。)には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 三 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室でない病室に入院させないこと。
- 四 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと。
- 五 病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなければこれに他の患者を入院させないこと。
- 六 病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等でウイルスに汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他の患者の用に供しないこと。